

本匠村にあった「米水津関係文書」について

橋 本 和 雄

（会員・佐伯市蟹田）

『覚』関係から

（史料1）

覚

読み下し文

「御料理の上つむぎ地一反

右はおつげをもって渡世取り続き候に付き、冥加金として二十両さしあげ候だんおききに達し、きとくの志しみよしの至と思召候これによりご褒美として書面の通下しおかれ候間ありがたく頂戴いたすべく候。以上」

御料理之上

米水津組浦代

小庄屋

六右衛門

紬地壹反

右者御蔭を以渡世取続候二付

為冥加金式拾両差上候段達

御聽寄得之志神妙之至思召候依之

為御褒美書面之通被下置候間

難有可致頂戴候 以上

寅

十月廿五日

この冥加金を献納した事をしるした文書は、全部で五つだった。このうち、献納した金額が分かるのは（史料1）に出てくる浦代庄屋六右衛門のほかは、同じ文面の「浦代百姓孫右衛門」だけであった。献納金額は、両名とも二十両である。

この二十両献納した事から（史料2）で見られるように、その人に限り、普通の日でも脇差をさしても構わな

い。家のひさしを瓦にすることを認める。その人に限り
雨の日に傘をさしてもよろしい。
という事になっている。

(史料2)

米水津浦組

浦代庄屋

六右衛門

一 平日脇差勝手次第

但其身一代不拘役義

一一瓦 庇

一傘 当人計り

右者御蔭を以渡世取統難有

奉存此度金子式拾両致献納候ニ付

書面之通御免被仰付候間其旨可

相心得候以上

天保十三寅年

御役所

十月廿五日

こゝで冥加金二十両について検討したい。

二十両という金額を銀に直すと、一両は六十二・七匁であるから、二十両で千二百五十四匁となる。また、米一石は、京都で七十九・五匁だから、約十五石三斗一升の米が、金二十両で買えることになる(『米と江戸時代』土肥鑑高著・雄山閣刊P221とP219。但し、銀一両分は天保十三年の統計でいった。また米一石は天保十四年のものを基にした)。

これを米価だけで換算すると、十五キロが一斗である売価は一斗約千三百円なので、十五石三斗一升は五十二万三千七百三十円、約五十二万四千円となる。だから二十両献納したということは、約五十二万円余を献納したことになる(現在の貨幣感覚からすればこれ以上と考えられる)。

さて、それならば、この二十両は、一両小判二十枚重ねたのを献上したのであろうか? いや、そうではなく、「藩札」により献納したものと考えられる。

「佐伯藩札」は、寛政十年(一七九八)に初めて発行されたが、値崩れし、文化十三年(一八一六)藩札仕法の改正が行われた。これによると、

一、領内での銀・銭の通用を一切禁止する。以後店取

引はすべて藩札にかぎる。

二、延売米代・帆別銀・運上銀といった藩への上納銀はすべて藩札を使う。

ということになった。

この藩札は、天保期に入ると、更に値崩れを起しながら使用が続けられていく。

「兼々切手不融通に相成り候に付き余義無く去る冬(天保四年(一八三三)割合を以て新札に御打ち替え仰せられ候(『大分県史』近世編1・P235からP237まで)1)。

こうした文面からも、当時、佐伯藩では、藩札が一般的に使用されていることが分かる。従って浦代庄屋六右衛門の二十両献納も藩札で行われたものと考えたのである。

この「藩札」の使われていたことを示す史料として、次のものがあつた。

(史料3)

覚

一 銀札 九拾八匁 但老匁札

一半紙 三折

右者当浦組宮野浦百姓儀兵衛方居宅押込 江

掛硯箱ニ入組差置候処当日四日夜紛失仕候

依之紛失の様子吟味仕候処翌五日朝右押込方

明ノ差込候ヲ家内の者共見受不審 奉存吟味

仕候処押込後ノ壁老尺四五寸四方程破れ右懸硯箱

同所へ差出御座候ニ付相改候処書面之品々

相見へ不申候右ニ付早速村民吟味仕候得共徑

敷者見懸候者も無御座候段申聞候故手

懸之義無御座察盜賊之者四日夜半押込

後之壁破り候而取出し候義与相見へ申候

此段御とどげ申上候 以上

天保十三寅十二月九日 役人

御代官へ 商物方

御浦方 見廻り方

ワカラズ
〇〇〇、〇〇〇

これは、宮野浦の儀兵衛宅に盜賊が入り、銀札九拾八匁・半紙三折が盗まれたことを届けたものである。この

届けの中に、銀札九拾八匁とある。但壹匁札というのは「藩札」のことであろう。

佐伯市史P240からP241にかけて藩札のことを記している。その中で

「佐伯藩が発行した藩札は次の六種類がある。銭十匁札・銭五匁札・銭一匁札・銭三分札・銭二分札・銭五厘札」としている。

(史料3)に出てくる壹匁札は、この佐伯市史に出てくる銭一匁札に外ならないと考えられる。

宮野浦の百姓儀兵衛が網をしていたかどうかは分からないが、盗られた九拾八匁は一兩を越す金額である。当時それだけの貯えを持つ人のいたことがこの史料で分かると共に、また「藩札」が家庭に深く入り込んでいたことが推察されてくるのである。

藩札と深く係りのあるのが「銀会所」であるが、このことに関する文書も見つかっている。(史料4)がそれである。

(史料4)

覚

於御銀会所御用掛長谷甚右衛様与被仰出候ハ追々諸

御役所向御取締被仰出候ニ付而ハ当御役所之義者

別而金銀致取あ津可い候事故在浦掛り当番

罷出候者ハ神文血判被仰付候様被仰聞候ニ付則

神文前書の趣拜見仕奉畏候段申上神文仕候

米水浦組大庄屋

天保十四卯年三月十一日

御手洗与兵衛代悴

善三郎 判

右之通相記長谷様へ差出候処元見届候段

被申聞候為記置候己上

卯 三月

この史料を見ると、銀会所の持つ厳しさが伝わってくるような気がしてならない。なお、銀会所に関する『佐伯市史』の記事は次のとおりであった。

『佐伯藩でも藩札を発行し、貨幣経済が浸透したのでこれを統制する機関として「銀会所」が設立された。

銀会所は領内一般の百姓・町人から金穀を出し合って積立をし、両替業を営み、藩札の価格維持にあたるもので、現在の銀行である。

設置された所は上中町紙座の隣、いまの今泉金物店の位置にあたる。役員は在浦の大庄屋、内町・船頭町の町年寄で、交代に勤務し藩から監査役が一名臨席した

(P240からP241まで)」。

(史料5)

覚

色利浦大内浦

甚太郎

右之者一昨年丑年与戸穴村大工嘉八

弟子ニ相成見習仕候

色利

吉太郎

右之者成年与柏江村大工栄蔵弟子相成

見習仕候

同

清助

右之者子年与柏江村大工茂吉

弟子相成見習仕候

雅蔵

右之者一昨年丑年与色利大工辰蔵弟子ニ相成

見習仕候

天保十四卯正月十七日 大庄屋

こ庄屋

但大工頭彦五郎相改ニ付差出申候

(史料5)は、大工頭彦五郎の相改めにより、米水津の大庄屋・小庄屋が差し出した文書である。彦五郎がこの人物であるかは、この文章からは分からない。記された人々は地域的に色利浦である。

色利大内浦の甚太郎は、丑年(天保十二年)より佐伯市戸穴村(ひあなむら)の大工嘉八へ弟子入りしていること。米水津村色利の善太郎は、成年(天保九年)より佐伯市柏江村の大工栄蔵の弟子になっていること。同じく清助は、子年(天保十一年)より柏江村の大工茂吉の弟子に入っていること、そして同雅蔵は、丑年より、生まれ育った色利にいる大工辰蔵の弟子になったことが記されている。

(史料6)

覚

一 藍玉 拾俵

右者当組色利紺屋太の助方へ此度大阪表与

竹野浦久右衛門船ニ而積下申候ニ付御焼印被仰付

被下候はば^(マセ)奉願候此段御断申上候 己上

卯二月六日

米水津浦組

大庄屋

〃 小庄屋

〃 地目付

進 上

(史料7)

一 藍玉 拾俵

右之通御改之上御焼印受申候処相違無御座候

此段御断申上候 以上

進 上

藍玉壹俵ニ付銀式匆宛尤式分ハ其所

船宿ニ被下置壹分ハ町問屋へ被下残り分

御運上御定被仰付置候

(史料6)及び(史料7)は、藍玉に關しての「覚」である。(史料6)からは、米水津村色利浦に紺屋のいたことが分かる。もっとも経営形態は分からない。

紺屋については、天保四年(一八三三)の米水津村明細帳に載っていない職業であるだけに、興味がひかれる色利の紺屋太の助の所へ持ってきた藍玉十俵は、同じ米水津村の竹野浦に住む久右衛門の廻船で持ち運ばれている(久右衛門の廻船が定期か不定期かは、この史料からは分からない)。この藍玉十俵の購入したことを、大庄屋・小庄屋・地目付連名で藩庁に対し届け、承認の焼印を願っている。

(史料7)は、藍玉十俵を藩庁が焼印をして、承認したことを裏付けると共に、藍玉一俵にかかる運上の額を書いている。即ち一俵につき式匆のうち式分は船宿へ、壹分は町問屋へ渡し、残り壹匆七分は運上として納めるというものである。

まとめにかえて

今回紹介した史料は、「覚」の中から

1 米水津村浦代の人が、藩へ冥加金を献納した場合
2 米水津村色利の人が、各地区へ大工として弟子入りした様子

3 色利の人が、藍玉購入をした状況を紹介した。

それ等は、米水津村明細帳とは違って、生きた人間の姿を浮かび上がらせる。こうした文書が、どのような経過を経て、本匠村へ伝えられたのかはわからない。しかし、本匠村の人が、この文書を見つけ出してくれ、しかも、それを米水津村へ返していただいたことに対し、心から感謝したいと思う。

紹介した史料からは検討したい事が幾つかあったが、力不足や史料不足等の関係で果たせなかった。その点をお詫びして終わりとした。

